

コロナ対策医療機関 4月から窓口負担増

最大15円、経費増影響

新型コロナウイルス感染症の防止策を取る医療機関を受診したときに、窓口で支払う自己負担額が四月以降、値上がりする。外来の場合、自己負担額は一回当たり最大で十五円の増となる。感染防止策に関する経費が増したことを踏まえ、医療機関が算定できる報酬が時限的に増えるため。医療機関では施設内の消

毒や職員の防護具の装着、患者の動線確保といった対応が求められる。感染防止策を進めている医療機関は、内科と歯科で外来診療一回当たり五十円の報酬を加算できるようにする。例えば七十五歳以上で自己負担が一割の人は一回五円、三割の現役世代の人は十五円それぞれ増える。調剤は一回当たり四十円の加

4月以降の医療費の主な負担増

1回当たり自己負担で増える額

3割負担の人 (主に現役世代)	15円
2割(70~74歳)	10円
1割(75歳以上)	5円

内科・歯科の外来

算となり、三割負担の人は十二円増える。

九月末までの特例措置。延長するかどうかは感染状況をみて決める。

これとは別に、六歳未満の子どもの外来診療に関し、一回当たり千円の報酬を加算できる特例措置も二〇二〇年十二月に始まった。歯科は五百五十円、調剤は百二十円を加算でき

る。子どもの場合、ほぼ全ての市区町村が医療費の自己負担分の無料・軽減支援を実施している。無料となっている場合、自己負担額は増えない。